

伊 勢 市 公 報

第 260 号
平成 28 年 9 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市都市計画公聴会規則の一部を改正する規則	2
議会訓令	
○ 伊勢市議会広報規程の一部を改正する訓令	4
告 示	
○ 道路の区域変更について	6
○ 道路の供用開始について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	10
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	11

伊勢市都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 58 号

伊勢市都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「伊勢市公報に登載する」を「伊勢市公告式条例（平成 17 年伊勢市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示する」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市議会広報規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年 8 月31日

伊勢市議会議長 中山 裕司

伊勢市議会訓令第1号

伊勢市議会広報規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会広報規程(平成20年伊勢市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とする。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

伊勢市告示第 102 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番地先から 小俣町宮前 599 番 1 地先まで	旧	4.3	72.1
			新	4.3~4.9	83.8

伊勢市告示第 103 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番地先から 小俣町宮前 599 番 1 地先まで	平成 28 年 8 月 17 日

伊勢市告示第 104 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 28 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	木野本 勝 美
	伊勢市二俣 1 丁目 17 番 15 号
変更後	竹 内 正 幸
	伊勢市二俣 1 丁目 12 番 8 号

伊勢市告示第 105 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	河之口 三 郎
	伊勢市朝熊町 1806 番地
変更後	西 城 勇
	伊勢市朝熊町 1080 番地

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 28 年 8 月 17 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 中西 康裕

記

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 22 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 29 号 平成 28 年度教育関係補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 30 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について
 - 議案第 31 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第 32 号 伊勢市生涯学習センター空調設備改修工事に伴う請負契約について

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 28 年 8 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 28 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する
小俣町湯田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式